

ビルマの貿易統計

統 計 部

目 次

はしがき

- I 貿易統計書の概要
- II 貿易統計書の構成
- III 統計地域および地域(国)別分類
- IV 定義および除外品目
- V 数量単位および金額評価
- VI 商品分類

は し が き

1962年3月2日、ネ・ウイン将軍の指導した軍部クーデターが成功し、国会、州議会は解散され、革命評議会が設立された。この革命評議会は、ネ・ウイン議長に行政、司法、立法のすべての権能を付与し、事実上の独裁制となり、今日にいたっていることは周知のとおりである。このようなビルマ国内の政治、行政上の激変は、ビルマの統計活動にも大きな影響を与え、1963年までは別項で解説するような基礎的で重要な経済・社会に関する統計が継続的に刊行されていたのに反して、1964年以降はその統計資料の種類は少なくなり、その刊行も途絶えがちになっている。これらの統計資料を生みだしているビルマの統計機構、または活動の中心は、国家計画省(Ministry of National Planning)に所属している中央統計経済局(Central Statistical and Economics Department)である。中央統計経済局は、1952年中央統計機関設置法(Central Statistical Authority Act)に基づいて設立され、(1)統計体系の整備、(2)統計活動の総合調整、(3)統計

基準の維持・設定、(4)各種統計調査の実施、(5)産業・職業・貿易商品の標準分類の作成および統計資料の作成・刊行を主要な業務活動としている。したがって、本稿で解説を試みたこのビルマ貿易統計の作成刊行も、この中央統計経済局が、税関部(Office of the Commissioner of Customs)や農産物販売庁(Agricultural Marketing Board)そして木材庁(State Timber Board)の協力を得て自ら作成・刊行しているのである。以下、本稿では、ビルマの外国貿易が、どのような貿易統計書にどのように記録され、どのような方法で編集・作成されているか、さらにその統計数字の利用にあたってどのような点をとくに留意すべきだろうかなどをおもな狙いとして解説を行なうこととした。

I 貿易統計書の概要

ビルマの貿易統計(通関ベース)の基本資料は、中央統計経済局によって作成・刊行されている *Bulletin of Import Trade* および *Bulletin of Export Trade* である。これはビルマの貿易統計として作成・刊行されるもののうちで、第1次的統計資料としては唯一のもので、これ以外のものは、すべて上記の資料から孫引きして加工・整理された統計書である。この貿易統計書は、1953年版が創刊号で、以後暦年建てで四半期ごとに作成・刊行されていたが、各界からの貿易統計データの公表迅速化の強い要望により、1955年から月ごとに作成・刊行される月報に改められた。しかしな

がら、1962年版からまた四半期ごとに作成・刊行され、現在にいたっている。したがって、この統計表においては、四半期報は、各四半期ごとの輸出入実績（数量および金額）と1月からの累計実績が併記して計上され、第4四半期報（10月～12月号）で年集計が得られるようになっている。また月報では各月ごとの輸出入実績（数量および金額）と1月からの累計額が併記されており、12月号で年集計が得られるようになっている。この貿易統計書は、現在、1963年版がわれわれの手で利用する最新版で、これ以後のものはタビュレーション・シートの形では編集・作成されているものの刊行されていない。この貿易統計の原資料、編集・作成上の定義または概念構成、商品分類、数量単位および価格評価などについては、別項で詳述するので、ここでは省略する。次に上述の基本資料を加工して作成・刊行されている貿易統計資料の主要なものについて列挙し、順を追って若干解説を加えてみよう。

- (1) 『ビルマ貿易累年統計書、輸入篇』(Annual Statement of Import Trade of Burma)
- (2) 『統計年鑑』(Statistical Yearbook)
- (3) 『統計四半期報』(Quarterly Bulletin of Statistics)
- (4) 『重要経済指標』(Selected Monthly Economic Indicators)

(1) 『ビルマ貿易累年統計書、輸入篇』

この貿易統計書はビルマの外国からの輸入実績について、1954/55会計年度から1961/62会計年度（4月～3月）におよぶ8カ年の時系列データを収録してある累年統計書である。この統計書の構成は、内容説明と統計資料の二つの部分から成り立っているが、そのうち統計資料の部分では、(イ)ビルマ標準貿易分類の大・中・小分類（1桁、2桁、3

桁）別輸入実績、(ロ)ビルマ標準貿易分類の細々分類（最終品目）レベルでの商品別・相手国別輸入実績が、前述の1954/55会計年度から8カ年時系列データとして計上されている。

(2) 『統計年鑑』

これは、ビルマの社会・経済活動に関する重要な統計が網羅されている総合的な統計年鑑で、中央統計経済局から毎年作成・刊行されている。この年鑑の中に、ビルマの外国貿易に関する統計諸表が1952年にまでさかのぼって時系列的に掲載されている。また、この年鑑の中には貿易関連指標として1952年を基準とした輸出入単価指数、および数量指数が掲載されている。採用品目は、輸出については1952年の基準年における輸出総額の98.7%をカバーしている52品目、輸入については、同じく基準年の輸入総額の77.2%を占めている120品目となっており、ラスパイレス方式で計算されている。これら統計諸表の項目を最新版の1963年版から列挙すると次のようになる。

- (イ) 外国貿易総額
- (ロ) 運送手段（海・空・陸路）別外国貿易総額
- (ハ) 商品大分類（ビルマ標準貿易分類1桁）別輸入金額
- (ニ) 商品大・中分類（ビルマ標準貿易分類1桁および2桁）別輸入金額
- (ホ) 主要商品別輸入金額および数量
- (ヘ) 商品の用途（消費材および資本金）別輸入金額
- (ト) 相手国別輸入金額
- (チ) 商品大分類（ビルマ標準貿易分類1桁）別輸出金額
- (リ) 主要国内産品の輸出金額および数量（再輸出を含まない）
- (ヌ) 相手国別米輸出金額および数量
- (ル) 相手国別木材輸出金額および数量

- (イ) 相手国別輸出金額
- (ロ) 輸入単価指数および数量指数
- (ハ) 輸出単価指数および数量指数
- (3) 『統計四半期報』

これは、前述の『統計年鑑』と同じく、中央統計経済局が四半期ごとに作成・刊行しているもので、最新でかつ重要な経済・社会統計が掲載されている総合的な統計書である。この中に、ビルマの外国貿易に関する加工統計が掲載されているわけであるが、構成項目が『統計年鑑』と酷似しているので、ここでは省略する。

(4) 『重要経済指標』

これは、ビルマの財政、外国貿易、生産、物価、運輸に関する重要な経済指標が掲載されている速報版で、中央統計経済局から毎月作成・刊行されているものである。この中に掲載されている外国貿易に関する統計表では、(イ)外国貿易総額、(ロ)主要商品輸入金額、(ハ)主要国内産品の輸出額、(ニ)農産物販売庁の集荷数量と船積数量の項目に関する統計が掲載されている。

II 貿易統計書の構成

本節では、通関ベースの貿易統計に関する基本資料である *Bulletin of Import Trade* および *Bulletin of Export Trade* についての構成内容を詳述してみることにした。これは大別すると概説と統計資料の二つの部分から成りたっている。概説の部分は、原資料、商品分類、定義、価格評価、数量単位、統計数字の修正の方法など貿易統計書の作成・編集や利用者のための基本的事項が、概括的に記述されている。統計資料の部分では、この貿易統計書の中心部分をなし、全体のページ数の大半以上を占めている細目表 (Detailed table) と以下詳述するような観点で総まとめした総括表

(Summary table) の二つの部分から構成されている。その内容項目をみると、輸入統計書では、細目表は、(1)商品別・国別輸入、(2)保税倉庫への商品別・国別輸入、(3)保税倉庫から移出した商品別・国別輸入品、の三つの統計表からできており、総括表では、(1)国別・商品中分類別輸入、(2)商品大・中・小分類別輸入、(3)商品大分類別・国別輸入、(4)輸入港(地)別商品大分類別輸入、の四つの統計表から構成されている。また輸出統計書では、細目表は、(1)国内産品の商品別・国別輸出、(2)商品別・国別再輸出、の二つの統計表から構成され、他方総括表は、(1)国内産品の国別・商品中分類別輸出、(2)国内産品の大・中・小分類別輸出、(3)国内産品の大分類別・国別輸出、(4)国内産品の輸出港(地)別・商品大分類別輸出、の四つの統計表から構成されている。続いてこれら輸出入統計書の細目表と総括表の構成内容をさらに詳しく解説するとともにその特徴を摘出してみよう。

1. 輸入統計

(1) 細目表

(i) 商品別・国別輸入

これは国内消費用の直接輸入実績と保税倉庫入りの輸入実績を加えた輸入商品の国別実績を別項で詳述したビルマ商品分類の最終品目分類(1954年までは5桁、1955~62年は6桁、1963~66年は7桁)で示され、かつ最終品目別の小計および大分類(1桁)にくくった合計額が当該商品の終わりに記載されている。数量と金額の表示については、各月計もしくは四半期計と1月以降の累計額が記載され、12月号もしくは第4四半期号に年間実績が示されている。100チャット以下の小額取引については、ビルマ標準貿易分類の品目“Goods of Value less than K100 in each Consignment”(1955~62年は、品目コード931023、1963~66年は、品目コード

9310004)の中にまとめて計上され、相手国別に表示されている。したがって、後述する総括表とこの細目表の合計額に関する統計数字は、完全に一致している。またこの統計表の末尾には、金および地金、通貨、通過貿易商品が別掲されている。

(ii) 保税倉庫への商品別・国別輸入

これは、保税倉庫入りの契約が税関当局となされた商品に関する輸入実績が計上されており、その計上の仕方は、前述の(i)と同じく最終品目分類の商品を商品別・相手国別に表示している。

(iii) 保税倉庫から移出した商品別・国別輸入品

これは、保税倉庫から出た輸入品を前述の(i)と同じく最終品目分類レベルで、商品別・相手国別に表示している。なお、この統計表の末尾には、船用品に関する実績が別掲されている。

(2) 総括表

(i) 国別・商品中分類別輸入

これは、ビルマの外国からの輸入をビルマ標準貿易分類の中分類(2桁)レベルで、相手国別・商品別に計上している。掲げられている相手国の数は、約70カ国で、国別に分類できないもの(再輸入品、郵便物など)、および、この貿易統計で除外品目となっている金および地金、通過貿易商品、船用品が末尾に別掲されている。

(ii) 商品大・中・小分類別輸入

これは、ビルマ標準貿易分類の大分類(1桁)、中分類(2桁)、小分類(3桁)の3段階別の輸入実績が計上されている。ここでも金および地金、通過貿易商品、船用品が末尾に別掲されている。

(iii) 商品大分類別・国別輸入

これは、前述の統計表と同じくビルマ標準貿易分類の大分類(1桁)別・相手国別輸入実績が計上されており、この統計表も金および地金、通過貿

易商品、船用品が末尾に別掲されている。

(iv) 輸入港(地)別・商品大分類別輸入

海・陸・空路別に港あるいは地別にビルマの外国からの輸入実績が商品大分類(1桁)レベルで記載されている。現在利用されている海・空・陸路貿易港(地)は次のとおりである。

(1) 海路貿易港(Sea ports)(11カ所)

Akyab	Moulmein
Bassein	Rangoon
Cocos Islands	Sandoway
Kyaukpyu	Tavoy
Maungdaw	Victoria Point
Mergui	

(2) 陸路貿易地(Land Stations)(22カ所)

Bhamo	Moulmein
Hsenwi	Myitkyina
Hsipaw	Papun
Kalemyo	Tamu
Kawkareik	Taungyi
Kengtung	Thaton
Lashio	Victoria Point
Loilem	Kalewa
Maungdaw	Myawaddy
Mongyu	Mandalay
Mongpan	Tachileik

(3) 空路貿易港(Air ports)(2カ所)

Rangoon	Mandalay
---------	----------

2. 輸出統計

(1) 細目表

(i) 国内産品の商品別・国別輸出

ビルマの外国への国内産品の輸出実績が、別項で詳述したビルマ商品分類の最終品目分類別・相手国別に記載されている。そしてまた各商品別については、最終品目別の小計および大分類(1桁)

にくくった合計額が当該商品の末尾に記載されている。なお、この貿易統計で除外品目となっている金および地金、船用品については、最終品目分類レベルで別掲されている。

(ii) 商品別・国別再輸出

これは、保税倉庫から再輸出のためひき出された商品およびその他の再輸出品が、ビルマ商品分類の最終品目レベルで、商品別・相手国別に記載されている。そしてまた各商品別については、大分類ごとに1桁でくくった合計額が当該商品の末尾に記載されている。

(2) 総括表

(i) 国内産品の国別・商品中分類別輸出

これは、ビルマ標準貿易分類の中分類(2桁)レベルで、約47カ国の貿易相手国別・商品別の国内産品輸出が記載されている。なお金および地金、船用品については、この統計表の末尾に別掲されている。

(ii) 国内産品の大・中・小分類別輸出

これは、ビルマ標準貿易分類の大分類(1桁)、中分類(2桁)、小分類(3桁)の3段階別の国内産品の輸出が記載されている。金および地金、船用品は、この統計表でも末尾に別掲されている。

(iii) 商品大分類別・国別輸出

これは、ビルマ標準貿易分類の大分類(1桁)別・相手国別国内産品の輸出が記載されている。

(iv) 国内産品の輸出港(地)別商品大分類別輸出

これは、海・陸・空路別に港あるいは地別に、ビルマの外国への国内産品の輸出が商品大分類(1桁)レベルで記載されている。

III 統計地域および地域(国)別分類

ビルマの貿易統計における統計地域(Registration

Area) は、地理的又は政治的な領域を意味するビルマ領土と完全に一致している。このビルマ領土は、67万8033平方キロメートルの広さで日本の約1.8倍あり、行政区域は本州、自治州、特別区の三つに分かれている。本州はイラワジ、テナセリウム、アラカン、ペグー、トングー、プローム、マンドレー、マグエ、サガインの9省、自治州はカチン、シャン、カヤ、ユートレイの4州、特別区はチンとなっている。貿易取引相手国の分類については、輸入では第1次の生産・加工のなされた原産国(Country of Primary Origin or Production)、輸出では最終的な仕向け先又は究極的な消費先の最終仕向け国(Country of Final Destination or Ultimate Consumption) 別となっている。さらに地域(国)別分類については、世界全体を最初に2桁コードを付した12の地域に大別し、その中をそれ

第1表 地域別分類名とその国分類数

地域別分類名	国分類数
北部北アメリカ (Northern North America)	4
中央アメリカ (Central America)	12
南アメリカ (South America)	13
北西ヨーロッパ (N. W. Europe)	16
南ヨーロッパ (South Europe)	8
東部ヨーロッパ (Eastern Europe)	13
中東部アジア (Middle East in Asia)	14
その他のアジア (Rest of Asia)	39
中東部アフリカ (Middle East in Africa)	7
その他のアフリカ (Rest of Africa)	36
オセアニア (Oceania)	7
その他 (Other Countries)	5
合計 12 地域	174カ国

(出所) *Burma Standard International Trade Classification, Revised 1963.*

ぞれ4桁の国コードを付した174の国に細分類している。その地域別分類名とその国分類数を整理すると第1表のようになる。

IV 定義および除外品目

ビルマの貿易統計の計上方式は、一般貿易方式 (General System) を採用している。したがって輸入は、国内消費のために直接輸入されようと再輸出などのため保税倉庫にはいると、税関を通過して、ビルマの統計地域内に持ち込まれた商品は、すべて輸入として取り扱われている。他方輸出は、ビルマの統計地域内から外国に対する国内産品の輸出と再輸出 (保税倉庫からの再輸出を含む) のデータが記録されている。また政府・民間の取引を問わず海・空・陸路の経路のいかんを問わず申告の対象となり、この貿易統計書に計上されるが、第三国間の通過貿易や単なる積替え貨物は除外されている。この貿易統計の計上範囲の内容は次のとおりである。

- (1) 政府および民間取引
 - (2) 外交特権を有する大使館および諸機関の取引
 - (3) 課税される旅行者の携行品および贈与品
 - (4) 内国漁船による水揚げ魚類の外国への輸出
 - (5) 政府・民間の寄付・援助・贈与品
 - (6) 展覧会用の商品の暫定的な船積みおよび到着
 - (7) 販売でなくあるいは借用の映写用フィルム
 - (8) 試験用、修繕用として設備用のため暫定的に輸出入された商品。
 - (9) モゴク (Mogok: シャン州にある貴石を産出する鉱山の地名) から直接輸出された貴石、および小包郵便
- この貿易統計の原資料は、原則として輸出業者

および輸入業者がそれぞれ作成する輸出船積証 (The Shipping Bills) および輸入通関証 (The Bills of Entry) であるが、米およびチーク材の輸出については、農産物販売庁および木材庁の報告データに基づいている。次に、この貿易統計に計上されない除外品目は下記のとおりである。

- (1) 外国船舶へ供給された燃料および船用品
- (2) 外国にいる内国船舶によって購入された燃料および船用品
- (3) 金および地金
- (4) 軍需物資
- (5) 非課税の個人用および外交官の身のまわり品

V 数量単位および金額評価

1. 数量単位

ビルマの貿易統計書で使用されている数量単位は、マレーシア、セイロンなどかつてイギリスを旧宗主国にもった東南アジア諸国と同じくヤードポンド法 (British Standard Weights and Measures) を採用し、数量計上には、梱包や容器を除いた正味重量が示されている。したがって、この貿易統計書では、大部分の場合は、Long Ton (メートル法への換算: 1.016メトリックトン)、CWT (Hundred Weight, メートル法への換算: 112ポンド)、LB (メートル法への換算: 0.4536キログラム) などがその数量単位として使用されている。また蒸溜酒 (Distilled Spirits) やその他の酒類については、帝国ガロン (Imperial Gallon) で表示されているが、Long Ton や Imperial Gallon のような通常の単位を使用するのが、実際のでない場合には、実際的な単位を用い、また共通単位で容易に測定できなかったり、異質の商品 (Heterogeneous Commodities) が集まっている分類を形成しているようなときには数量が

示されていない。なお、この貿易統計書では、その数量単位を略語でしか表示していないので、その数量単位のフルネームとその種類を表示してみると、次のように整理することができる。

第2表 数量単位名と略語

数量単位名	略語
Long Ton	TON
Pound	LB
Hundred Weight	CWT
Number	NO
Liquid Gallon	LG
Gallon (Imperial Gallon)	GAL
Yard	YD
Feet	FT
Fluid Ounce	FOZ
Cubic Ton	CT
Pair	PR
Dozen	DOZ
Carat	CR
Square Yard	SY
Ounce	OZ
Liquid Gallon	LG
Standard Ounce	SO
Troy Ounce	TO

2. 金額評価

金額はビルマの通貨単位であるチャット (Kyat) 建で表示され、換算レートは、現在、0.21米ドルまたは1シリング6ペンス (イギリス通貨) となっている。また、チャットのIMF平価を、参考のため調べてみると、1948年から1949年9月までは1米ドルにつき3.31チャットであったが、1949年9月の平価切下げにより4.7619チャットとなり現在にいたっている。なお、日本円とチャットとの関係をIMF平価でみると、1チャットは75円60銭の交換レートとなっている。次に統計作成上採用される金額評価については、輸出は、F. O. B. 建、輸入はC. I. F. 建で評価され、これらは国境における金額 (Frontier Values) という国際慣行にしたがうものとされている。しかし、米とチーク材の輸出金額については、農産物販売庁と木材庁によって評価された取引の実際価格によっている。

VI. 商品分類

ビルマの外国貿易統計の商品分類は、現在、国際連合の標準方式である「新標準国際貿易分類」(Standard International Trade Classification, Revised 1960) に準拠した「新ビルマ標準国際貿易分類」(Burma Standard International Trade Classification, Revised 1963) を採用している。この商品分類が採用されるまでの歴史的変遷をふりかえってみると次のように整理することができる。

第1の時期は、1938年の国際連盟、統計専門委員会によって作成された Minimum List 貿易分類 (Minimum list of Commodities of International Trade Statistics, the League of Nations) に準拠して作成されたビルマ貿易商品分類表 (Burma Trade Classification List) を採用し、1948/49 会計年度の終わりまで使用した時期である。続いて第2の時期は、1949年国際連合統計局によって作成された貿易商品標準リスト (Standard List of Commodities for International Trade Statistics) に準拠して大分類 (1桁)、中分類 (2桁)、小分類 (3桁)、細分類 (5桁) の5段階品目区分をもった商品分類を作成し1954年12月まで使用した時期である。

第3の時期は、1955年1月から1962年12月までの間に採用された旧ビルマ標準貿易分類 (Burma Standard International Trade Classification, 1955) に基づいて商品分類が行なわれた時期である。この商品分類は、国際連合が1950年に作成した旧標準国際貿易分類 (Standard International Trade Classification, Original, 1950) に準拠して作成されたものである。

第4の時期は、国際連合が、1960年にブリュッセル関税率表 (Brussels Tariff Nomenclature) と1対1の対応をさせた「新標準国際貿易分類」(Standard

International Trade Classification, Revised, 1960) を作成・公表し、各国政府にその商品分類の採用方を勧告していたが、この標準方式に基づいて、ビルマ政府当局が1963年1月から新ビルマ標準貿易分類(Burma Standard International Trade Classification, Revised, 1963)を作成し、採用した時期である。この商品分類は現在も使用されている。次に、これら商品分類のうち、第1および第2については、資料入手困難などの理由で詳細が把握できないので、割愛させていただき、第3および第4の時期の商品分類について、その分類体系および特質について解説を加えてみることにする。

1. 旧ビルマ標準貿易分類 (1955年1月~1962年12月まで採用)

この商品分類は、前述のように、国際連合制定の旧標準国際貿易分類の分類原則および概念構成に準拠しながら作成されたもので、6桁の最終品目をもち、大分類(1桁, Section), 中分類(2桁, Division), 小分類(3桁, Group), 細分類(5桁, Item), 細々分類(6桁, Sub-item)の5段階品目区分となっている。したがって、大分類から細分類までの5桁段階までは、大多数の標準国際貿易分類採用国の商品分類と全く一致しているわけである。細々分類の6桁品目は、いうまでもなく、その上位分類である5桁を0から9まで細分割した

もので、ビルマの産業構造なり、商品構成を反映した National Code と称せられるものである。

次に旧ビルマ標準貿易分類表から、その品目数や細々分類(最終品目)の構成比を示してみると第3表のようになる。この表でみると、6類の原料別製品が総品目数の約30%を占めて圧倒的に多く、0類の食料約16%、8類の雑製品および2類の食用に適しない原材料約15%、7類の機械類および運搬用機器類約11%と続いている。1類の飲料およびタバコ、3類の鉱物性燃料、4類の動植物性油脂はわずか、約2%と極端に少ない。これは、米を中心とした特定の食料や原材料輸出、原料別製品と機械類輸入というビルマの後進的な貿易構造に起因するものであろう。

さらに旧標準国際貿易分類(略して SITC, Original)とビルマ標準貿易分類(略して BSITC, 1955)の品目数を比較してみると次のようになる。

区 分	SITC, Original (1)	BSITC, 1955 (2)	バランス (2)-(1)
大 分 類	10	10	0
中 分 類	52	52	0
小 分 類	150	149	-1
細 分 類	570	636	66
細 々 分 類	—	1,116	546*

(注) *細々分類のバランスの数字は、SITC, Original の細分類の品目数を差し引いたもので、最終品目としての対比を意味している。

第3表 旧ビルマ標準貿易分類による品目数と構成比

大 分 類 (Section)	中 分 類 (Division)	小 分 類 (Group)	細 分 類 (Item)	細々分類 (Sub-item)	細々分類の構成比 (%)
0類 食 料	10	36	92	175	15.8
1類 飲料およびタバコ	2	4	9	20	1.7
2類 食用に適しない原材料(鉱物性燃料を除く)	9	25	98	163	14.6
3類 鉱物性燃料(潤滑油, その他これらに類するもの)	1	5	13	23	2.1
4類 動物性油脂および植物性油脂	1	3	17	27	2.4
5類 化学工業生産品	7	12	43	91	8.1
6類 原料別製品	9	35	164	329	29.4
7類 機械類および運搬用機器類	3	12	65	118	10.6
8類 雑 製 品	7	14	65	163	14.7
9類 特 殊 取 扱 品	3	3	5	7	0.6
合 計	52	149	636	1,116	100.0

前節の「除外品目」の項で説明したように金・地金および通貨は、一般的な商品貿易取引としては計上されておらず別計されている。この金・地金および通貨については、どのような品目分類が行なわれているだろうか。1956年版のビルマ標準貿易分類表 (Burma Standard International Trade Classification, Corrected up to 1st October, 1956) によると次のようになっている。まず金・地金と通貨の2大分類を行ない、さらにその中を再分割し、最終品目レベルで6分類している。

XXX Gold and Specie

XXX 011 Gold in bars or in the form accepted in inter-bank transactions

XXX 012 Unrefined gold excluding jewellery

XXX 013 Gold partly worked

XXX 014 Gold Coin

XXX 021 Current Coin in Burma

XXX 022 Currency notes

申し述べるまでもなく、統計の国際比較や商品グループ別分析を可能にする要件の一つとして、商品分類の改訂または変更があった場合、時系列的品目断層接合をしておくことが肝要である。この点に着目して、ビルマの商品分類をみてみよう。1952～54年の商品分類(国連の貿易商品標準リストに準拠したもの——第2の時期のもの)と1955年の商品分類(旧ビルマ標準貿易分類——第3の時期のもの)の品目断層接合のための対応表が中央統計経済局と関税委員会事務局の共同作業で完成されている。この対応表を概観してみると、次のような基準もしくはタイプで対応させている。

(1) 1品目対1品目の対応

(i) 1952～54年の品目コード(5桁)の3桁と4桁の間にゼロ(0)を挿入して1955年の品目コード(6桁)として対応させる。

例

品目	1952～54年	1955年
Poultry	00140	001040

(ii) 品目コードそのものを変えて対応させる例

品目	1952～54年	1955年
Carbolic Acid	51215	512092

(2) 複数品目対1品目の対応

(ii) 1952～54年の2つ以上の品目コードを1955年の一つの品目コードに対応させる。

例

品目	1952～54年	1955年
Electric Batteries	72121 } 72129 }	721020
Mantls N Wicks of Lamp	81242 } 65509 }	812045
Silk Fabrics	65311 } 65312 } 65313 } 65314 } 65315 }	653010

2. 新ビルマ標準貿易分類(1963年1月以降採用)

国際連合統計委員会は、1960年にブリュッセル関税率表と1対1の対応関係のできた新標準国際貿易分類を公表し、この貿易統計に関する標準方式に基づいて、各国政府がその商品分類を作成するよう勧告していた。ビルマの中央統計経済局でも、この国連統計委員会の勧告を受け入れて、1955年制定の旧ビルマ標準貿易分類を、新標準国際貿易分類に準拠した新ビルマ標準貿易分類 (Burma Standard International Trade Classification, Revised) に改訂し、1963年1月からすべてのビルマの貿易統計の編集・作成に使用した。したがって、この

第4表 新ビルマ標準貿易分類(1963年)による品目数と構成比

大分類 (Section)	中分類 (Division)	小分類 (Group)	細分類 (Item)	細々分類 (Sub-item)	細々分類 の構成比 (%)
0類 食料品および動物	10	33	139	260	8.5
1類 飲料およびタバコ	2	4	12	25	0.9
2類 食用に適しない原材料(鉱物性燃料を除く)	9	29	166	284	9.2
3類 鉱物性燃料(潤滑油、その他これらに類するもの)	2	5	23	44	1.4
4類 動物性または植物性の油脂	3	4	26	38	1.2
5類 化学工業生産品	9	16	203	513	16.8
6類 原料別製品	9	50	351	1,067	34.7
7類 機械類および運送用機器類	3	18	144	372	12.1
8類 雑製製品	7	18	164	425	13.9
9類 特殊取扱品	5	5	10	42	1.3
合計	10	59	1,238	3,070	100.0

新ビルマ標準貿易分類は、その関税品目表と1対1の対応関係ができていく点が大きな特色の一つであり、その分類体系は、改訂前の商品分類が旧標準国際貿易分類の5桁品目の下位分類として1桁加えた6桁分類であったのに比べて、新標準国際貿易分類の4桁(4桁の場合は0を加えて5桁として)もしくは5桁品目の下に2桁加えた7桁分類となっている。その品目区分は、大分類(1桁、Section)、中分類(2桁、Division)、小分類(3桁、Group)、細分類(5桁、Item)、細々分類(7桁 Sub-item)の5段階品目区分で、その品目数の内訳と細々分類(最終品目)の構成比を示すと第4表のようになる。

次に1955年制定のビルマ標準貿易分類と、1963年制定のそれとの統計品目の橋渡し(Cross Reference)について解説してみよう。これまでの解説でもわかるように、両者の商品分類はその分類体系の相違から品目の接続について大きな断層ができた。これに関して、中央経済統計局では、関税委員会事務局の協力を得て、小分類(3桁、Group)レベルと細々分類(最終品目)レベル(6桁と7桁、Sub-item)の二つの品目橋渡しのための対応表を作成している。おわりに、新標準国際貿易分類(略してSITC, Revised, 1960)と新ビルマ標準貿易分類

(略してBSITC, 1963)の品目数を比較してみると次のようになる。

区分	SITC, Revised (1)	BSITC (2)	バランス (2)-(1)
大分類	10	10	0
中分類	56	59	3
小分類	177	182	5
細分類	1,312	1,238	-74
細々分類	—	3,070	1,758*

(注) *細々分類のバランスの数字は、SITC, Revisedの細分類の品目数を差し引いたもので、最終品目としての対比を意味している。

(統計第1課 関根英一)